

第8節

その他の災害対策

火山災害対策

1. 平成30年以降の主な火山活動の動向

(1) 霧島山（新燃岳）の火山活動による被害等の状況

霧島山（新燃岳）では、平成30年3月1日8時頃から浅い場所を震源とする低周波地震が増加するとともに、同日8時15分頃から火山性微動が継続して発生し、火山ガスの放出量が1日あたり5,500トンに急増した。

このため、気象庁は、同日16時40分に噴火警報（火口周辺）を発表し、火口からおおむね2kmとされていた警戒が必要な範囲をおおむね3kmに拡大した。

これに伴い、消防庁では、直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制を強化した。

また、同月10日1時54分及び4時27分に爆発的噴火が発生し、弾道を描いて飛散する大きな噴石が1,800mまで飛散した。

このため、気象庁は、同日5時05分に噴火警報（火口周辺）を発表し、今後火山活動がさらに活発化するおそれがあることから、警戒が必要な範囲を火口からおおむね4kmに拡大した。

なお、この噴火による人的被害及び住家被害はなかった。

その後、同月11日以降、さらなる噴火活動の活発化は認められず、地震回数や火山ガスの放出量が減少したこと等から、気象庁は、15日11時00分に噴火警報（火口周辺）を発表し、警戒が必要な範囲を火口からおおむね3kmに縮小した。

また、6月に入ってから山体膨張を示す顕著な変化は観測されていないこと等、新燃岳火口へのマグマの供給は低下したものとみられることから、気象庁は、6月28日11時00分に噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを3（入山規制）から2

（火口周辺規制）に引き下げ、警戒が必要な範囲を火口からおおむね2kmに縮小した。

(2) 草津白根山（本白根山）の火山活動による被害等の状況

草津白根山の本白根山では、平成30年1月23日10時02分頃に鏡池付近で噴火が発生した。

これに伴い、消防庁では、直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制を強化した。

気象庁は、草津白根山に同日11時05分に噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引き上げたが、その後、鏡池付近から1km以上飛散する噴石が確認されたことから、11時50分に再び噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）から3（入山規制）に引き上げ、本白根山の火口からおおむね1kmとされていた警戒が必要な範囲をおおむね2kmに拡大した。

なお、この噴火による住家被害はなかったが、死者1人（群馬県）、重傷3人及び軽傷8人の人的被害が発生した。

その後、3月16日14時00分より、噴火が発生した草津白根山（本白根山）を対象とした噴火警戒レベルの運用が開始され、火山活動の状況を踏まえて、気象庁は同時刻に噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）とする噴火警報（火口周辺）を発表し、警戒が必要な範囲を本白根山の火口からおおむね1kmとした。

(3) 霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の火山活動による被害等の状況

霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の硫黄山では、平成30年4月19日15時39分頃に噴火が発生し、硫黄山火口周辺で噴石の飛散が確認された。

このため、気象庁は、同日15時55分に噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）から3（入山規制）に引き上げ、硫黄山

からおおむね1 kmとしていた警戒が必要な範囲をおおむね2 kmに拡大した。

これに伴い、消防庁では、直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化した。

なお、この噴火による人的被害及び住家被害はなかった。

その後、地殻変動観測で硫黄山付近及びその西側にみられていた隆起がほぼ収まっていること、4月20日以降、火山性地震はおおむね少ない状態で経過し、25日以降は火山性微動が観測されていないことから、気象庁は、5月1日14時00分に噴火警報(火口周辺)を発表し、噴火警戒レベルを3(入山規制)から2(火口周辺規制)に引き下げ、警戒が必要な範囲を硫黄山からおおむね1 kmに縮小した。

(4) 口永良部島の火山活動による被害等の状況

口永良部島では、火山ガス(二酸化硫黄)の放出量が増加する中、平成30年8月15日0時頃から火山性地震が増加した。

このため、気象庁は、同日10時30分に噴火警報(居住地域)を発表し、噴火警戒レベルを2(火口周辺規制)から4(避難準備)に引き上げ、新岳火口からおおむね1 kmとしていた警戒が必要な範囲をおおむね3 kmに拡大した。

これに伴い、消防庁では、直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化した。

なお、この火山活動による人的被害及び住家被害はなかった。

同月16日以降、火山性地震は観測されず、火山ガスの放出量も18日以降減少したことから、気象庁は、29日10時00分に噴火警報(火口周辺)を発表し、噴火警戒レベルを4(避難準備)から3(入山規制)に引き下げ、警戒が必要な範囲を新岳火口からおおむね2 kmに縮小した。

さらに、平成31年2月3日以降、噴火は観測されていないことや火山性地震が2月以降減少し、少ない状態で経過していること等から、気象庁は、6月12日11時00分に噴火警報(火口周辺)を発表し、噴火警戒レベルを3(入山規制)から2(火口周辺規制)に引き下げ、警戒が必要な範囲を新岳火口からおおむね1 kmと西側のおおむね2 kmに縮小

した。

その後、特段の変化はみられなかったが、10月27日21時33分に新岳火口付近の浅いところを震源とする規模の大きな地震が発生したことから、気象庁は、28日0時15分に噴火警報(火口周辺)を発表し、噴火警戒レベルを2(火口周辺規制)から3(入山規制)に引き上げ、警戒が必要な範囲を新岳火口からおおむね2 kmに拡大した。

これに伴い、消防庁では、直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化した。

なお、この火山活動による人的被害及び住家被害はなかった。

(5) 阿蘇山の火山活動による被害等の状況

阿蘇山では、火山ガス(二酸化硫黄)の放出量が多くなっている中、平成31年4月14日13時30分頃から火山性微動の振幅がやや大きくなった。

このため、気象庁は、同日14時30分に噴火警報(火口周辺)を発表し、噴火警戒レベルを1(活火山であることに留意)から2(火口周辺規制)に引き上げ、警戒が必要な範囲を中岳第一火口からおおむね1 kmとした。

その後、同月16日18時28分に中岳第一火口でごく小規模な噴火が発生し、気象庁は、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)を継続した。

これに伴い、消防庁では、直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化した。

なお、この噴火による人的被害及び住家被害はなかった。

(6) 浅間山の火山活動による被害等の状況

浅間山では、令和元年8月7日22時08分に山頂火口で小規模な噴火が発生した。

このため、気象庁は、同日22時30分に噴火警報(火口周辺)を発表し、噴火警戒レベルを1(活火山であることに留意)から3(入山規制)に引き上げ、警戒が必要な範囲を火口からおおむね4 kmとした。

これに伴い、消防庁では、直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化した。

なお、この噴火による人的被害及び住家被害はな

かった。

その後、地震活動、噴煙活動、火山ガス（二酸化硫黄）の放出量が低調に経過し、深部からのマグマ上昇を示す地殻変動は観測されていないことから、気象庁は、同月19日11時00分に噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引き下げ、警戒が必要な範囲を火口からおおむね2kmに縮小した。

（7）薩摩硫黄島の火山活動による被害等の状況

薩摩硫黄島の硫黄岳では、令和元年11月2日17時35分に噴火が発生した。

このため、気象庁は、同日17時50分に噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引き上げ、警戒が必要な範囲を火口からおおむね1kmとした。

これに伴い、消防庁では、直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制を強化した。

なお、この噴火による人的被害及び住家被害はなかった。

2. 火山災害の特徴と課題等

我が国には111の活火山が存在している。火山災害に結び付く危険性が高い火山現象は、噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、降灰、降灰後の土石流、火山ガス、山体崩壊及びそれに伴う津波など多岐にわたる。火山は、一たび噴火すると甚大な被害をもたらすことがあり、日本は有史以来数多くの火山噴火災害に見舞われている。

近年において、特に被害の大きかった火山災害の事例として、平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害がある。この噴火災害の特徴は、予測困難な水蒸気噴火が突如発生したことであり、これにより火口周辺の多くの登山者が被災した。この災害の教訓として、住民のみならず、登山者を対象とした警戒避難体制の整備が必要であることや、噴火の兆候となる火山現象の変化をいち早く捉え、伝達することが重要であることなど、火山防災対策に関する様々な課題が改めて認識されることとなった。

一方、平成27年5月に発生した口永良部島噴火では、負傷者1人は発生したものの、噴火直後から消防団員による安否確認や避難誘導等が行われた

ことにより、迅速に住民及び一時在島者全員の避難を完了している。この災害では、地形等を熟知した消防団員の活動や事前に作成していた安否確認用の名簿の活用、また日ごろからの訓練の実施等、高い防災意識による行動が被害の抑止につながった。

3. 主な火山災害対策

（1）火山防災対策推進ワーキンググループ

御嶽山噴火災害の教訓を踏まえ、平成26年12月に中央防災会議の下に火山防災対策推進ワーキンググループが設置された。平成27年3月に取りまとめられた報告には、火山噴火からの適切な避難策や、火山防災情報の伝達等の火山防災対策推進に向けて取り組むべき事項等について記載されており、消防庁では、退避壕等の避難施設の整備促進、情報伝達手段の多様化等に取り組んでいる。

（2）活動火山対策特別措置法の改正

ア 改正の背景

火山防災対策推進ワーキンググループの報告を受け、

- ・火山は明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあるため、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難が必要であること
- ・火山現象は多様かつ火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要であること

等の課題に対し、火山防災対策の強化を図るため、平成27年7月に、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律が成立し、同年12月施行された。

イ 改正の概要

火山防災対策の対象として、これまでの「住民」だけでなく、「登山者」についても明記された。その他、改正の主な概要は以下のとおり。

- （ア）火山防災協議会（都道府県や市町村などを構成員とする、警戒避難体制の整備等の協議を行う機関）の設置
- （イ）火山防災協議会における警戒地域の噴火シナリオや火山ハザードマップ、これらを踏まえ噴火警戒レベル（第1-8-1表）や避難計画等、一連の警戒避難体制全般の協議

- (ウ) 火山情報の伝達、避難場所等を含む避難計画等の都道府県及び市町村地域防災計画への記載
- (エ) 市町村長による、警戒避難の確保に必要な事項の、住民等に対する周知

- (オ) 避難確保計画（ホテル等の集客施設等の管理者等により作成される避難計画等）の作成
- (カ) 登山者が自らの安全を確保するための努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）

第1-8-1表 「噴火警戒レベル（気象庁ホームページから）」

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
					居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	レベル2 火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山である ことに留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

注1：住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。
 注2：避難・避難準備や入山規制の対象地域は、火山ごとに火山防災協議会での共同検討を通じて地域防災計画等に定められています。ただし、火山活動の状況によっては、具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがあります。
 注3：表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しうる領域（想定火口域）を意味します。あらかじめ噴火場所（地域）を特定できない伊豆東部火山群等では「地震活動域」を想定火口域として対応します。
 注4：火山別の噴火警戒レベルのリーフレットには、「大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等が居住地域まで到達するような大きな噴火が切迫または発生」（噴火警戒レベル5の場合）等、レベルごとの想定される現象の例を示しています。

(3) 退避壕・退避舎等

平成26年の御嶽山噴火災害では、突発的な噴火に伴う噴石等により多数の登山者が被災した。一方で、何らかの身を隠す施設等に避難できた登山者が、結果的に噴石から難を逃れることができた例も報告されている。噴石から登山者等の身の安全を確保するために、退避壕・退避舎等の整備が有効である。消防庁では、地方公共団体が行う退避壕・退避舎等の新設、改修整備について、消防防災施設整備費補助金や、緊急防災・減災事業債等により財政措置を行い、事業を推進している。さらに、平成30年の草津白根山（本白根山）の噴火の際にロープウェイ

山頂駅が山頂付近に取り残された登山者の一時的な避難場所として機能したこと等を踏まえ、平成30年度から、山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備について、地方公共団体が補助する場合に係る新たな財政措置を講じている。



桜島の退避壕

美瑛町の退避舎（十勝岳望岳台防災シェルター）
（美瑛町提供）噴石対策を実施した民間施設
（富山県立山町雷鳥荘）（立山町提供）

（4）噴火速報

登山者や周辺住民等に火山の噴火を端的にいち早く伝えることにより、身を守る行動を取ってもらうことを目的として、気象庁により平成27年8月4日から噴火速報が運用開始された。消防庁では、市町村に対し、官民様々な関係者の必要な連携・協力を得て、噴火速報を防災行政無線、スピーカーや広報車による呼び掛け、登山口への情報の掲示、山

小屋の管理者等を介した伝達、インターネットや防災情報のメール配信サービスによる周知等地域の実情を踏まえた様々な方法を活用して、適切に情報伝達するよう要請している。また、平成28年3月から、全国瞬時警報システム（Jアラート）により、防災行政無線等を自動起動させて噴火速報を伝達できるようにしている。

雪害対策

1. 雪害の現況と最近の動向

平成30年11月から令和元年5月までの雪害による人的被害は、死者40人（前年116人）、重傷者277人（同624人）及び軽傷者373人（同915人）、住家被害は、全壊2棟（同9棟）、半壊5棟（同18棟）及び一部破損15棟（同326棟）となっており、雪による被害は前年に比べ大幅に減少した。

2. 雪害対策の現況

過去10年間（平成21年11月～令和元年5月）、雪害による犠牲者は850人に上っている。特に、近年の要因をみると屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者が多く、また、犠牲者の約7割が65歳以上の高齢者である。平成30年11月から令和元年5月の雪害による死者40人全てが屋根の雪下ろし等の除雪作業中の事故によるものである。このような状況の中、中央防災会議会長から都道府県防災会議会長に対し、毎年降積雪期を前に、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪作業中の事故防止等に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起、安全で円滑な雪処理体制の整備、大雪発生に備えた災害即応体制の確立等を要請し、地方公共団体が、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期すよう呼び掛けている。また、融雪期前には、雪崩や河川の氾濫及び土砂災害に係る危険箇所等の巡視・点検の実施など、改めて防災態勢の強化を呼び掛けている。

3. 雪害対策の課題

雪害による人的被害の発生を防ぐためには、防災知識の普及啓発等を進めるとともに、次のような対策の推進が求められる。

また、内閣府は降雪による被災経験が少ない市町

村の職員であっても適切かつ迅速に対応できるよう、これまで国や関係機関から公表・周知されている降雪対応について改めて整理し、「市町村のための降雪対応の手引き」(平成31年1月)を作成して、地域の実情に応じた災害対応体制の強化を呼び掛けている。

(1) 除雪作業における対策

近年の雪害では、高齢者が亡くなるケースや、屋根の雪下ろし等の除雪作業中に亡くなるケースが目立っている。このようなことを踏まえ、積雪時においては、複数人での除雪作業の実施や、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの着用、はしごの固定、歩行型ロータリ除雪機の取り扱い等の実践的な留意点について注意喚起を行うことが重要である。また、高齢者等の要配慮者宅の状況を消防機関や福祉関係機関との連携による巡回等により把握し、除雪が困難又は危険な場合などについては、必要に応じて消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力の下、複数名による除雪作業を行うことや、地域コミュニティの共助による雪処理活動の推進など安全で円滑な雪処理体制の整備を図ること等の適切な対応が必要である。

また、平成26年2月の豪雪災害では、豪雪に不慣れた地域で除雪機材やオペレーター等の人員不足のため除雪作業が追いつかず、記録的な降雪量に対応できない状況となった。そのため、各地方公共団体においては、管理する道路において、他の道路管理者との協議の下、今後の豪雪に備え、優先的な除雪区間を設定するなど、除雪作業の工程等を事前に検討する必要がある。民間事業者との協定等により、降雪量に応じた除雪機材やオペレーター等の人員を確保するように努めることも重要である。当該地域内の除雪機材、人員のみでは対応が困難な場合に備え、当該地域外の地方公共団体とあらかじめ災害応援協定を締結するなど、速やかに応援・受援ができる体制を整備しておくように努める必要がある。

(2) 雪崩等に対する適切な避難勧告等の発令・伝達

降積雪の状況等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、雪崩、家屋の倒壊等により、住民の生命・身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、市町

村は遅滞なく避難勧告等を発令する必要がある。なお、あらかじめ、関係機関と協議し、地形、降積雪の状況、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関をはじめ周辺住民等に周知しておくとともに、要配慮者に配慮することが重要である。また、避難勧告等の伝達については、防災行政無線(同報系)、緊急速報メールをはじめ、マスメディアとの連携や広報車、インターネット(ホームページ、SNS等)、コミュニティ放送、Lアラート等多様な伝達手段を活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する必要がある。

(3) 避難体制

市町村は、危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等を住民に周知しておくとともに、過去の雪害事例等を踏まえ、雪崩危険箇所等の警戒巡視を行うことが重要である。また、高齢者・障害者等の要配慮者については、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携・協力の下、迅速な避難誘導に努める必要がある。

(4) 防災体制の確立

災害が発生した場合には、関係機関とも連携し、消防機関の県内相互応援及び緊急消防援助隊の活用等、地方公共団体相互の広域的な応援活動により迅速な救助活動等に万全を期す必要がある。また、自衛隊の災害派遣要請については、事前に所要の手続や要件等を地方公共団体が確認しておき、関係法令及び地域防災計画等を踏まえ、的確に行えるようにする必要がある。

(5) 住民、車両ドライバー等への迅速・的確な情報提供

平成26年2月の豪雪災害においては、道路状況、除雪状況等の情報が、通行中の住民、車両ドライバー等に伝わらなかったため、幹線道路で多くの立ち往生車両が発生し、そのことが除雪作業を妨げるなど事態を深刻化する状況が見受けられた。このため、今後の豪雪災害に備え、住民、車両ドライバー等に降雪状況、道路状況、除雪作業の進捗状況等を迅速・的確に情報提供し、不要不急の外出控え等の呼び掛けができるよう、防災行政無線(同報系)、緊急速報メールをはじめ、マスメディアとの連携や広報車、インターネット(ホームページ、SNS等)、

コミュニティ放送、Lアラート等を活用した多様な伝達手段を整備・点検する必要がある。

(6) 大雪時等における放置車両対策

平成 26 年 11 月に災害対策基本法が改正され、大規模地震や大雪等の災害時には、緊急通行車両の通行ルートを確認するため、道路管理者による放置車両や立ち往生車両の移動が可能となった。平成 26 年 12 月に北日本から西日本にかけて広範囲で雪が降り、普段雪の少ない四国の徳島県、愛媛県を結ぶ国道 192 号で、立ち往生車両が発生した際、全国で初めて改正法が適用され、車両の移動が行われた。

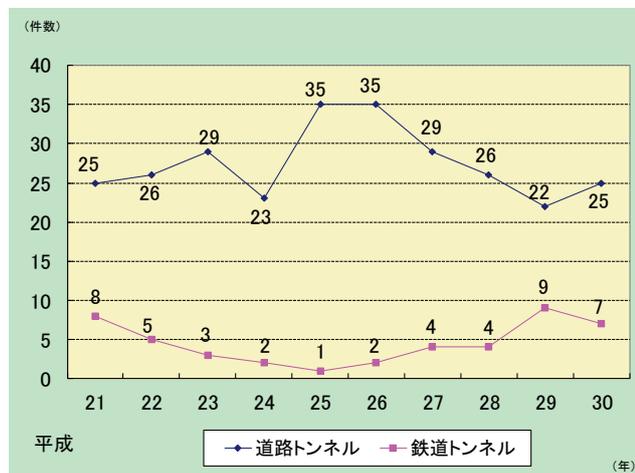
地下施設等の災害対策

1. 地下施設等の災害の現況と最近の動向

平成 30 年中に発生した地下施設等の災害は、トンネル内鉄道車両火災・鉄道トンネル施設火災が 7 件（対前年比 2 件減）、トンネル内自動車車両火災・道路トンネル施設火災が 25 件（同 3 件増）となっている（第 1-8-1 図）。

近年の主な地下施設等の災害としては、平成 27 年 4 月に青森県青函トンネル内において列車火災（負傷者 2 人）、平成 28 年 3 月に広島県東広島市の山陽自動車道下り八本松トンネル内において車両火災事故（死者 2 人、負傷者 71 人）が発生している。

第 1-8-1 図 トンネル内車両・施設火災件数の推移



（備考）「特殊災害対策の実態調査」により作成

2. 地下施設等の災害対策の現況

(1) 鉄道トンネル

鉄道トンネルに関しては、国土交通省と連携し、トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策を示すことにより、消火、避難設備等の設置の促進及び所在市町村における火災事故防止対策の強化を図っている。青函トンネル（延長約 53.9km）については、さらに長大海底トンネルとしての火災対策を取りまとめ、消防機関等へ周知している。

また、平成 15 年 2 月に発生した韓国大邱（テグ）市における地下鉄道の火災を踏まえ、国土交通省において、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正が行われたことに伴い、消防庁としても、地下鉄道における火災対策について、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準の一部改正により改正された解釈基準の解説について（電気設備・運転等の解説）」（平成 17 年 1 月 7 日付け消防庁予防課・防火安全室・特殊災害室事務連絡）及び「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正に伴う解釈基準の「解説」について（地下駅等の不燃化・火災対策設備等の解説）」（平成 18 年 12 月 13 日付け消防庁予防課・特殊災害室事務連絡）を発出し、都道府県を通じ各消防機関に周知している。

(2) 道路トンネル

道路トンネルに関しては、昭和 54 年（1979 年）7 月に発生した日本坂トンネル火災事故を契機に関係省庁とも協力して、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」、「道路トンネル非常用施設設置基準」により道路トンネルに係る火災事故防止対策の充実に努めている。

平成 9 年（1997 年）12 月に供用が開始された東京湾横断道路（東京湾アクアライン）（延長約 15.1km、うちトンネル延長約 9.5km）については、関係地方公共団体、消防機関及び東日本高速道路株式会社が連携を図り、防災対策の充実強化等所要の対策を講じている。

平成 27 年 3 月に全線供用した首都高速道路中央環状線山手トンネル（延長約 18.2km）については、都市内長大トンネルの防災安全に関する調査研究委員会における検討結果を踏まえ、非常用施設の設置、発災時の運用、広報啓発活動等の総合的な防災安全対策が講じられている。

(3) 大深度地下空間

公共の利益となる事業による大深度地下*1の使用に関し、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とした大深度地下の公共的使用に関する特別措置法が平成12年(2000年)5月に制定され、同法に定める対象地域である首都圏、中部圏及び近畿圏において、関係省庁及び関係地方公共団体が構成する大深度地下使用協議会が、それぞれ開催されている。

大深度地下空間で災害が発生すると、地下の深部に多数の利用者が取り残されるおそれがあり、従来の施設と比較して消火活動や救助活動がより困難になることが予想されている。

このため、消防庁、国土交通省等関係機関において大深度地下施設の用途、深度、規模等に応じた安全対策について検討を行い、平成16年2月に「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」を取りまとめた。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の適用としてこれまでに、神戸市が兵庫県知事に申請を行った大容量送水管整備事業が平成19年6月に、関東地方整備局、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が国土交通大臣に申請を行った東京外かく環状道路(関越～東名)が平成26年3月に、東海旅客鉄道株式会社が国土交通大臣に申請を行った中央新幹線(品川・名古屋間)が平成30年10月に、大阪府が国土交通大臣に申請を行った寝屋川北部地下河川事業が平成31年3月にそれぞれ認可を受けた。

3. 地下施設等の災害対策の課題

鉄道トンネル(地下鉄道トンネルを含む)、道路トンネル及び今後開発が予想される大深度地下施設は、出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、いったん火災等が発生し、濃煙、熱気が充満した場

合には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うこととなることから、適切な防災安全対策を講じていく必要がある。

特に、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づき実施される事業については、大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針等を踏まえた安全対策が講じられるよう、適切な助言等を行っていく必要がある。

中央新幹線(品川・名古屋間)は、大都市圏での大深度地下を利用した区間があるため、万一災害等が発生した場合に、迅速かつ安全に乗客を避難させ、的確な消防活動を行えるように対策を講ずる必要がある。そのため、消防庁では、中央新幹線の防災対策等について情報共有を図ることを目的に、東海旅客鉄道株式会社及び中央新幹線沿線消防本部から構成される連絡会議を定期的に開催している。

海上災害対策

1. 海上災害の現況と最近の動向

平成30年中の主要港湾*2107港における海上災害で消防機関が出動したものは39件であり、このうち火災によるものが17件(全体の43.6%)、油の流出によるものが9件(全体の23.1%)となっている。

また、事故船舶の規模別では、1,000t未満が18件で全体の46.2%を占めている(第1-8-2表)。

近年の主な海上災害としては、平成26年5月に兵庫県姫路市沖において原油タンカーの爆発火災事故(死者1人、負傷者4人)、平成27年7月に北海道苫小牧沖において大型フェリーの火災事故(死者1人)が発生している。

第1-8-2表 主要港湾における消防機関の出動状況

(平成30年中)

事故種別件数				事故発生場所別件数			総トン数別事故件数					
火災	爆発	流出	その他	海上	係留中			1,000 t 未満	1,000 t 以上 1万 t 未満	1万 t 以上 10万 t 未満	10万 t 以上	不明
					修理・解体中	荷役中	その他					
17		9	13	14	2	3	20	18	6	1	1	13

(備考)「特殊災害対策実態調査」により作成

*1 大深度地下：地下40m以深又は支持地盤上面から10m以深のいずれか深い方の地下

*2 主要港湾：1隻の総トン数1,000t以上のタンカーが1月1日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾

2. 海上災害対策の現況

港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においては、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるよう事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講じることとしている。

船舶火災等の海上災害における消防活動は、制約が多く極めて困難であるため、消防庁では、これまで、船舶火災時における消防活動上の留意事項を取りまとめ、関係消防本部に示している。消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えている。

なお、船舶火災の消火活動については、港湾所在市町村の消防機関と海上保安部署との間で業務協定が締結されているほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律においても、海上災害に対する消防機関と海上保安部署との協力義務が規定されている。

また、海上における捜索救助に関しては、昭和54年(1979年)の海上における捜索及び救助に関する国際条約(略称SAR条約)等を踏まえて、関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられるほか、海上保安庁の管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられ、海難救助対策の推進を図るため関係機関が密接に協力している。

さらに、消防庁では、地方公共団体における流出油災害対策の充実強化に努めており、平成15年6月には、沿岸海域を有する都道府県及び市町村に対して、漂着油等への対応に係る地域防災計画の規定状況とその意見に関する調査を行い、その把握結果を踏まえ、沿岸海域を有する市町村の地域防災計画に、漂着油等への対応を含めた海上災害対策を的確に規定するよう指導・助言している。

3. 海上災害対策の課題

タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通の輻そう化、原油、LNG等受入基地の建設等が進んだことにより、海上災害が発生する危険性が大きくなっている。

海上災害に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等により、万一の海上災害に備えた体制の整備に努めていく必要がある。

航空災害対策

1. 航空災害の現況と最近の動向

平成30年中に航空災害で消防機関が出動したものは106件であり、このうち消火・救急救助活動を実施したものは42件で、飛行場内が38件、飛行場外が4件となっている。

近年の主な航空災害としては、平成28年5月に大韓航空機が東京国際空港において離陸のための滑走中に、第一エンジンに火災が発生した事故(負傷者19人)、平成29年3月に長野県消防防災ヘリコプターが長野県鉢伏山付近に墜落した事故(死者9人)、平成29年11月に東邦航空株式会社のヘリコプターが群馬県上野村において墜落し炎上した事故(死者4人)、平成30年2月に陸上自衛隊のヘリコプターが佐賀県神埼市において墜落・炎上し、墜落現場周辺の住宅が焼損した事故(死者2人、負傷者1人)、平成30年8月に群馬県の防災ヘリコプターが群馬県中之条町において訓練中に墜落した事故(死者9人)が発生している。

2. 航空災害対策の現況

航空災害は、いったん発生すれば、大惨事となるおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書の標準及び勧告方式に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備が空港管理者により行われている。

消防庁では、これまで、国土交通省等とともに、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準や航空機火災の消防戦術等を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関に示すとともに、消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するよう指導しており、平成31年4月1日現在、空港所在市町村の107消防機関が協定を締結している。

また、国土交通省東京空港事務所に置かれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に専用電話回線を開設するなど、航空災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、航空機の搜索救難に関し関係省庁で締結されている航空機の搜索救難に関する協定にも関係機関として参加している。

3. 航空災害対策の課題

航空事故の多くは空港及びその周辺（滑走路の中心より10km内）で発生しているため、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要であり、空港所在市町村においては、空港周辺地域での航空災害に備え、空港管理者との提携、協力体制を確立するとともに、周辺市町村からの応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努めていく必要がある。

ガス災害対策

1. ガス災害の現況と最近の動向

(1) 事故の発生件数

平成30年中に発生した都市ガス及び液化石油ガス（LPG）の漏えい事故又は爆発・火災事故のうち消防機関が出動したもの（以下「ガス事故」という。）の総件数は862件（前年比147件増）となっている。

これをガスの種類別にみると、都市ガスによるものが408件、液化石油ガスによるものが454件となっている。（第1-8-2図）

ア ガス事故の態様別発生件数

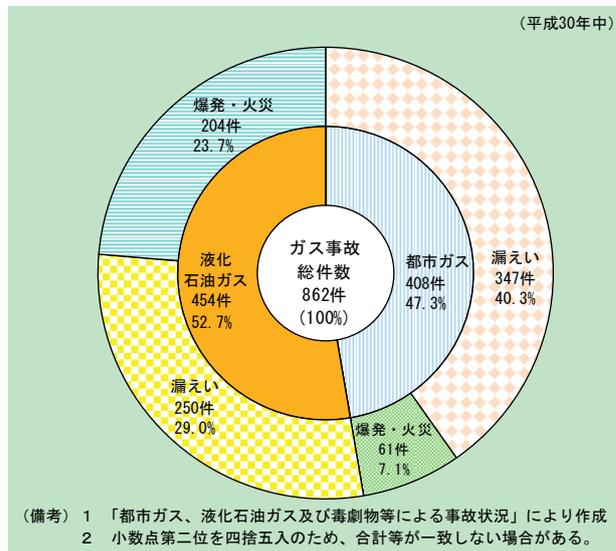
ガス事故の発生件数を態様別にみると、漏えい事故が69.3%、爆発・火災事故が30.7%である。これをガスの種類別にみると、都市ガスでは85.0%が漏えい事故、15.0%が爆発・火災事故であるのに対し、液化石油ガスでは55.1%が漏えい事故、44.9%が爆発・火災事故となっている（第1-8-2図）。

イ ガス事故の発生場所別件数

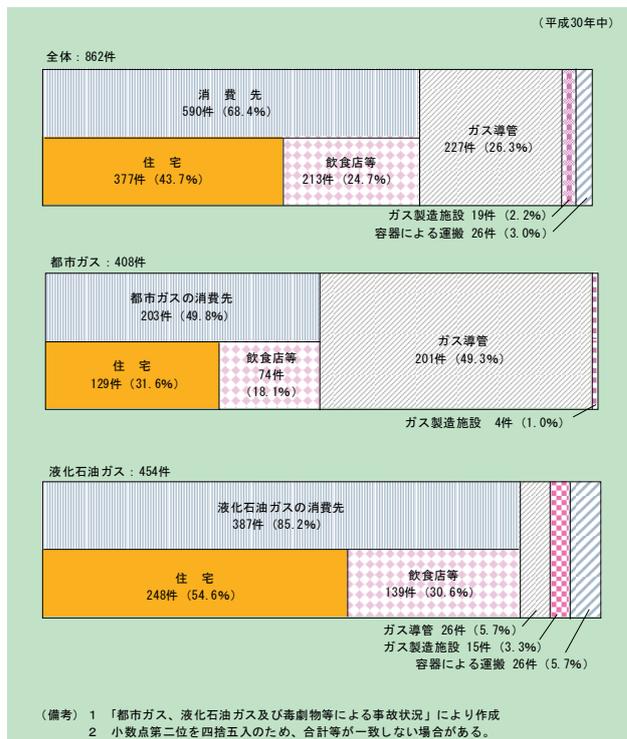
ガス事故の発生件数を発生場所別にみると、消費先におけるものが68.4%、ガス導管におけるものが26.3%となっている（第1-8-3図）。

また、当該消費先におけるガス事故の発生件数を発生原因別にみると、元栓（コック）の誤操作・火の立ち消え等、消費者に係るものが49.3%、ガス事業者等に係るものが10.8%となっている。

第1-8-2図 ガス事故の態様別発生件数



第1-8-3図 ガス事故の発生場所別件数

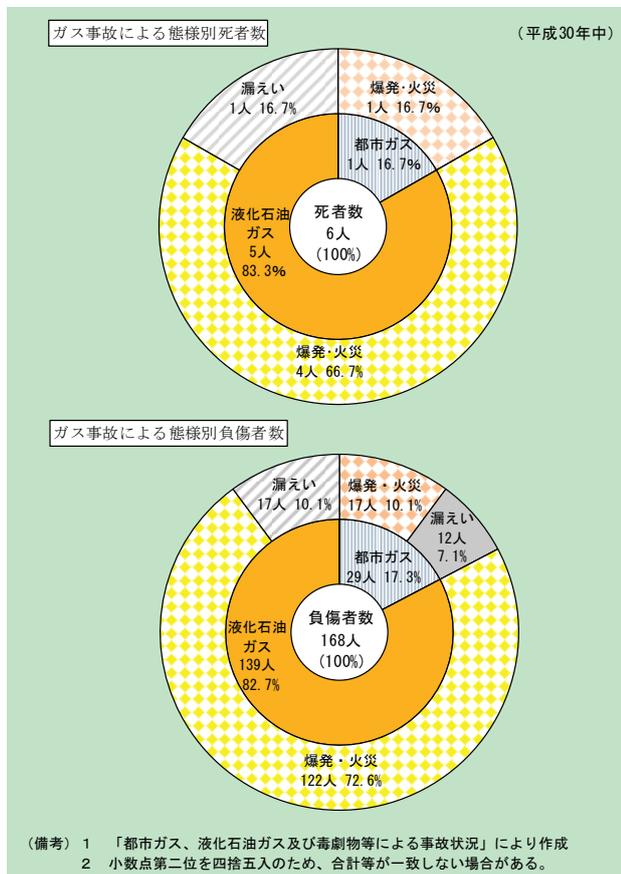


(2) ガス事故による死傷者数

平成30年中に発生したガス事故（自損行為によるものを含む。）による死者数は6人、負傷者数は168人である。死者数は、都市ガスによるものが1人、液化石油ガスによるものが5人となっており、負傷者数は、都市ガスによるものが29人、液化石油ガスによるものが139人となっている。

死傷者を事故の態様別にみると、死者数は爆発・火災事故によるものが83.3%となっており、負傷者数は爆発・火災事故によるものが82.7%となっている（第1-8-4図）。

第1-8-4図 ガス事故による態様別死傷者数



(3) 自損行為によるガス事故

平成30年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故は、ガス事故全体の2.4%に当たる21件で、これらの事故による死者数は1人（死者全体の16.7%）、負傷者数は13人（負傷者全体の7.7%）となっている。

2. ガス災害対策の現況

消防機関は、ガスの爆発・火災事故、漏えい事故等の場合に消防活動を行うほか、防火対象物におけるガス燃焼器具等に係る火災予防対策を指導している。また、ガス災害の予防の一環として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガスを供給しようとする者等が設置の許可を受ける際には、消防機関の意見書を添付しなければならないこととされている。また、関係行政庁は、液化石油ガス等に係る事業登録等を行った場合には、消防機関に通報しなければならない

こととされている。

なお、消防庁としては、消防関係者に対し、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、各都道府県消防学校等において、液化石油ガス等の規制に関する講座を設け、ガス漏れ事故への対応能力の向上に努めている。

3. ガス災害対策の課題

ガス事故は、その約7割が消費先で発生しているため、消防機関は主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。

毒物・劇物等の災害対策

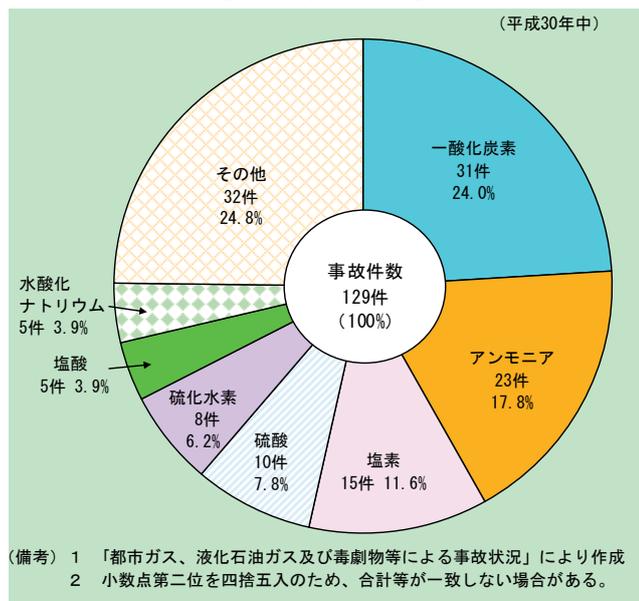
科学技術の進展により化学物質の種類は増加し、様々な分野で使用されているが、この中には人体に有毒な物質や火災が発生した場合に著しく消火活動に支障を生じるおそれのある物質も多い。これらの物質は、車両等による輸送も頻繁に行われていることから、あらゆる場所で当該物質に係る災害が発生する危険性がある。

1. 毒物・劇物等災害の現況と最近の動向

平成30年中に発生した毒物・劇物等（毒物及び劇物取締法第2条に規定されている物質並びに一般高圧ガス保安規則第2条に規定されている毒性ガス）による事故で消防機関が出動したもの（自損行為に起因するものを除く。）の総件数は129件（前年比25件増）で、その内訳は、火災事故が7件、漏えい事故が60件、その他62件である。

関係する毒物・劇物等は、件数の多い順に一酸化炭素、アンモニア及び塩素となっている（第1-8-5図）。また、毒物・劇物等による事故における死者は3人、負傷者数は174人となっている。

第1-8-5 図 毒物・劇物等による事故の内訳

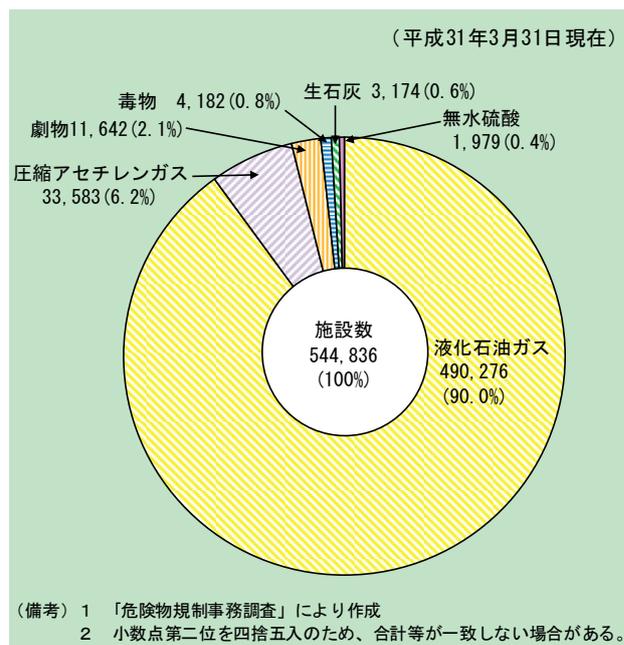


2. 毒物・劇物等災害対策の現況

毒物・劇物等のうち特に火災予防及び消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質は消防活動阻害物質として指定され、その一定数量以上の貯蔵又は取扱いは、消防法第9条の3の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている(第1-8-6図)。

なお、直近では平成28年度に開催された「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」において検討を行った結果、「メタバナジン酸アンモニウム 0.01%以下を含有する製剤」については、消防活動阻害物質から除外することが適当であるとされたことを受け、平成29年6月に関係省令の改正を行っている。

第1-8-6 図 消防活動阻害物質に係る届出施設の様況



3. 毒物・劇物等災害対策の課題

(1) 実態の把握及び指導

毒物・劇物等災害時において消防活動に重大な支障を及ぼすおそれのある物質については、届出等に基づき的確に実態の把握に努める必要がある。

(2) 危険物災害等情報支援体制の充実

毒物・劇物等に係る災害時においては、消防職員の安全を確保しつつ、迅速かつ効果的な消防活動を展開するために、より早い段階で毒物・劇物等の危険性及び対応要領等に係る情報を把握することが重要である。このため、災害時に必要な情報(化学物質の性状、対応要領等)を災害活動現場に迅速かつ効果的に消防機関等へ提供できるよう、「危険物災害等情報支援システム」を適切に運用していく必要がある。